平成２６年（フ）第３３３号
新潟市東区江南４丁目１番地３
債務者　小池　光子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３７号
新潟市中央区上大川前通５番町64番地１
コープシティ上大川前902号
債務者　中川　綾子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０８号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町６丁目18番地１アステール303、前住所滋賀県長浜市大辰巳町203番地
債務者　中川　　愛（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６７４号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番24―36号、従前の住所神戸市垂水区福田３丁目４番26―202号
債務者　山口　修次
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３９号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21番41―303号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口２丁目22番８号ハイツみずほＢ―207号
債務者　中務しのぶ（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７６号
広島市東区尾長西１丁目８番７―104号
債務者　藏内　昭夫
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１７号
広島市安佐南区高取北１丁目22番12―104号Ｂ
債務者　植村　郁子（旧姓十河）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
熊本県玉名郡南関町大字上長田1073番地
債務者　牟田万亀子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第９０号
北海道小樽市富岡１丁目18番22号　トミセンシャＤ号室、前住所北海道小樽市塩谷１丁目14番11号　塩谷Ｃ住宅13棟
債務者　佐藤　誠司
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１７４号
秋田県潟上市天王字児玉75番地
債務者　大谷　清三
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８７号
金沢市増泉１丁目３番７号　ヴェルディ増泉203号、従前の住所金沢市中村町15番11号、従前々の住所金沢市岸川町ナ１番地93
債務者　釣田　光正
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４６６号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目29番８号　グレスト元町103号
債務者　市川　俊明
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県豊岡市出石町町分244番地の４　メゾングレースＢ棟Ａ号室
債務者　小川　信江
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
兵庫県豊岡市下陰678番地の１　サン・ヴィオラＣ棟102号
債務者　佐﨑　英子（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目53番地　Ｅ―５、旧住所鳥取県鳥取市大杙235番地15
債務者　西村　由美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
高知県宿毛市中央７丁目１番４号
債務者　土居　博史
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４７号
高知県四万十市佐岡1115番地１
債務者　田中　弘信
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高知地方裁判所中村支部